

論 文

明治期真宗僧への辞令・免許状—本願寺派長州僧香川葆晃の場合—

安溪遊地

近世真宗の歴史的な研究をライフワークとした児玉識は、長州の真宗僧について、次のように書いた（児玉、2005、100ページ）。

幕末から明治初期にかけ、島地黙雷、大洲鉄然、赤松連城、香川葆晃らの真宗僧が目覚ましい政治的活躍を遂げた。彼らは月性の没後、その遺志を継いで倒幕運動に直接、間接参加し、維新後はいち早く上京して本願寺の宗教改革に着手し、さらに廃仏毀釈、神道国教化政策を強行しようとする明治新政府の宗教政策に対し、仏教界を代表して抗したのであったが、彼らはその過程において常に真宗を例にとりながら仏教が国家のために有用の宗教であることを木戸孝允ら長州出身の新政府高官相手に説き続けた。

このように四人の長州僧が並列される中で、香川葆晃（ほうこう）については、著作集も評伝もなく、まとまった研究というものが見当たらなかった。地域を教室にみためて大学生とともに学ぶという授業を展開する中で、防府市富海の浄土真宗本願寺派の寺院の僧侶でもあった児玉師の知遇を得て、私が香川葆晃の研究を思い立ったのは、2006年頃であった。その成果は、右記のような歴史の英語による発信をめざしたAnkei et al. (2012)や、越後に生まれ京都で修行した葆晃が、長州藩の密偵となって活動していた時代に焦点をあてた安溪（2025）などとして発表してきたところである。

残された課題として、葆晃が本願寺から受け取った辞令や免許状の紹介をこの報告では目指したい。40通を超えるそれらの書類は、葆晃の本山での活動を支えた側室のヨネ（1857～1927）が保管していたもので、時代的には明治2年から葆晃が病死する明治31年にわたっている。これらの辞令類は、ヨネの次女であったヒデ（西田秀子）からその長女の高嶋晃子を経て次女の安溪美美子に引き継がれ、美美子の次男である著者の安溪遊地が現在は保管してい

るものである。

辞令や免許状に登場する仏教や浄土真宗の独特の単語については、香川葆晃が本山で活動した時代は、本願寺の門主として明如上人（大谷光尊）が在世の時代でもあったため、その事績を編輯した『明如上人日記抄』（前編後編）、『明如上人略年表』を主に参照した。辞令発給の背景となる職制などについては、明治33年の『本派法規類纂』が有用で、いずれも、国会図書館のデジタルコレクションで本文を利用することができた。

免許状や辞令そのものの紹介と解説を試みる今回の報告に続いては、時代的にとびとびに残っている書類の間を埋めるべく、香川葆晃という人物とその時代を、トピック的に点綴する記事を予定している。

筆者が専門とする人類学をやまぐちの地に根ざした地域学に、さらに血の通った自分学へと深めていくきっかけを与えて励ましてくださった元龍谷大学教授の故・児玉識博士、文書の解説で懇切な指導をたまわった元山口県文書館副館長の金谷匡人氏に心から感謝する次第である。また、2012年度から2016年度にかけて科研費基盤研究（C）「幕末維新期の長州真宗僧に関する史料と口承による総合的研究」の支援を受けた。



香川葆晃（1839-1896）
『仏教大辞集』より

香川葆晃が発給された辞令・免許状とその解説

01 (1869年)

依願

一代柳茶色緞子法服

一代同色純色地合在來通

一代同色素絹

一代同色紋紗直綴

一代濃紫淺黄堅地差貫

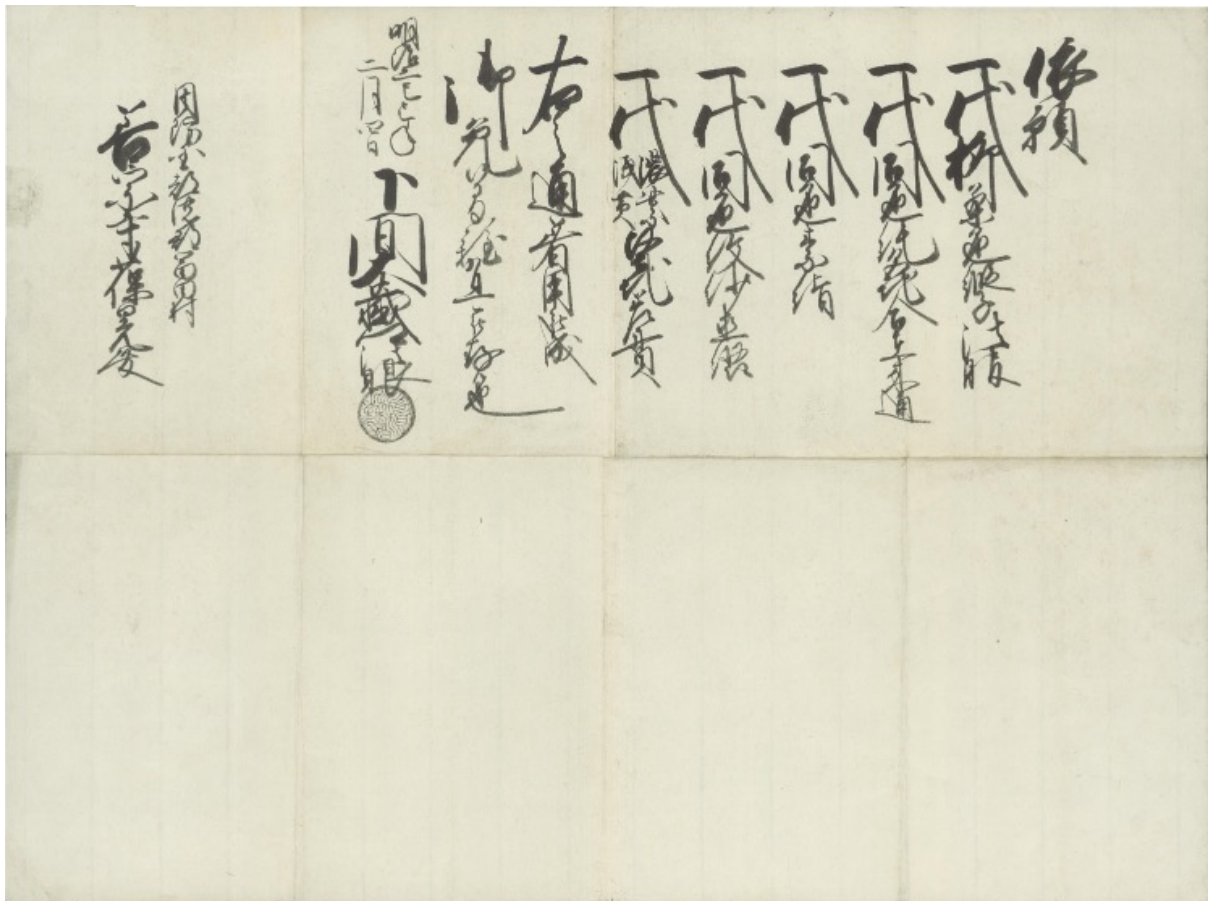
右之通着用被成御免候間難有可被存候也

明治二己巳年二月四日 下間大藏卿法眼印

周防國都濃郡富田村 善宗寺葆晃殿

(印と裏側に別の割印) 黒印

解説 和紙、535ミリ×399ミリ。4つ折り。黒印で、裏側に割印あり。下間頼恭の署名。衣体(えたい)の色の免許状である。葆晃が善宗寺の住職になった1年後の発給である。柳茶は、鈍い黄緑色を指す。浄土真宗本願寺派の現在の「衣体条例」(ウェブサイト)には見えない色名である。すべて、「一代」で始まるのは、寺の格としてではなく、葆晃の一代に限り、という意味である。3行目の「純色」は、「鈍色(どんじき)」の意味で、色に混じり気がないという意味ではないと考えられる。幕末に、大洲鉄然・島地黙雷・赤松連城ら長州の真宗僧らが「風儀改正」をめざし、さらに本山の改革を提唱した。これに京都で幕吏に囚われ、脱獄して萩に逃れてきた葆晃も加わった(安溪、2025)。実は、彼らが対決したのは、坊官と呼ばれる本願寺の武士団・下間(しもつま)家が独占する既得権益だった。本山での席次にも直結する衣体の認可などはその典型で、鉄然が、学僧の位階の得業(とくごう)の資格試験の受験料として10両もの大金を請求されたのに怒って、僧侶の道を諦めて堺で剣道道場を開いたこと、などもそうした利権への憤懣の例であった。門主広如上人による坊官制の廃止が実現するのは、明治4年だが、その間、宗門の改革運動の首魁とみなされた鉄然や黙雷は、下間家の刺客に生命を狙われたという(周防大島の覚法寺・盛岡の願教寺での聞き取り)。



02 (1875年)

大講義 香川葆晃
新潟縣 長野縣右管下巡廻差免候事

明治八年十二月七日[㊦]

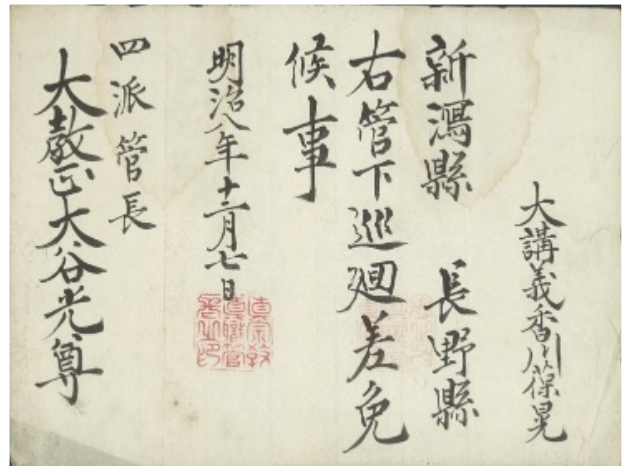
四派管長

大教正大谷光尊

(印) 真宗教導職管長之印

解説 和紙、284ミリ×214ミリ。現存する葆晃の辞令としてはもっとも早い時期のもの。巡廻を命じる辞令もあつたはずだが現存しない。この年、葆晃の誕生寺である新潟県上越市竹直の真照寺では、住職であつた兄の高嶋宗明

に一人息子の大円(後の高嶋米峰)が生まれている。明治16年、本山の巡教使として新潟県に出張してきた弟の葆晃に対して、宗明は大円を京都に連れ帰つてりっぱな坊主にしてくれ」と頼んだ(安溪、2025)。大講義は、教部省が定めた神官・僧侶等に共通の教導職の14段階の位階のひとつで、上から7番目、管長クラスが、最高位の大教正である。明治8年は、鳥地黙雷らの努力で神仏合同布教が停止になり、廃仏毀釈の嵐がようやく止まった年だが、大教院時代の肩書や印章はまだ使用されている。(西)本願寺法主の、大谷光尊(妙如上人)は、「四派管長」の肩書を用いている。四派とは、真宗の本願寺派・大谷派・高田派・木辺派の4つの総称。「明治十七年【九月】十日 本願寺派管長の認可を得(『明如上人略年表』)」とあるように、4つの宗派で一人の管長しか許されない時代が続いていたのである。



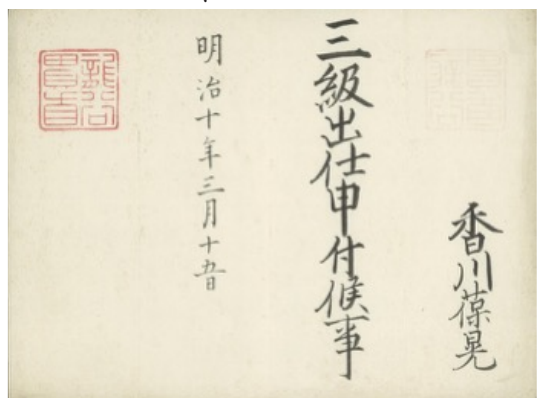
03 (1877年)

香川葆晃
三級出仕申付候事
明治十年三月十五日

明治十年三月十五日

(印) 龍谷貫首

解説 鳥の子紙、294ミリ×224ミリ。出仕とは、明治4年(1871)以後、事務が繁多をきわめる場合、臨時に置かれた員外官。葆晃初めての常勤職か。明治31年7月16日の「教學參議部職制」に「第十三條 教學參議部出仕トシテ必要ニ應シ親授又ノ稟授ノ職員ヲ置キ部長ノ命ヲ承ケ部務ニ服セシムルコトヲ得」とある。



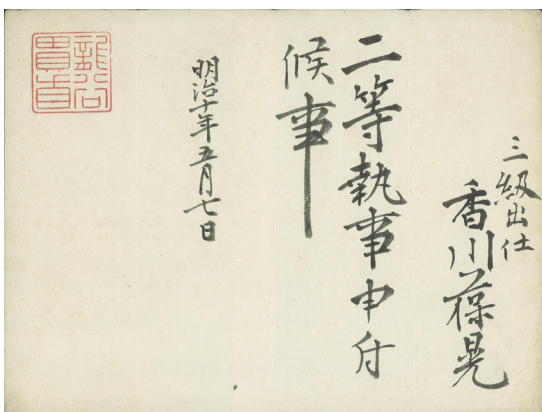
04 (1877年)

香川葆晃
三級出仕
二等執事申付候事
明治十年五月七日

明治十年五月七日

(印) 龍谷貫首

解説 以下同用紙。明治10年10月31日付けで、本願寺と興正寺が末寺47カ寺の所属を相互に確認した文書が交わされた。本願寺二等執事香川葆晃が、両山の事務役員に異議申立無きことという申し渡しに署名している(内局枢密部編、1900、501頁)



05 (1877年)

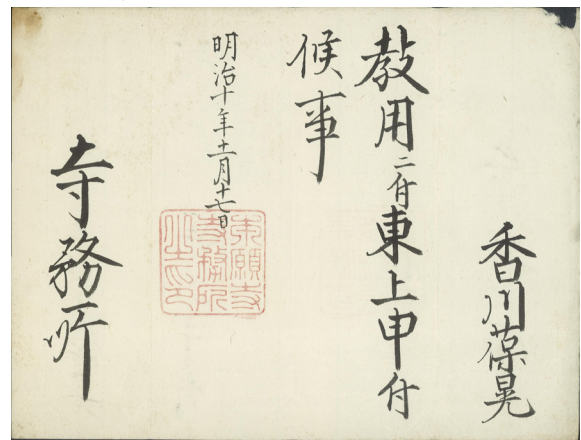
香川葆晃

教用ニ付東上申付候事

寺務所

(印) 本願寺寺務所之印

解説 「明治十年十一月十日 一 御法主様、今午後六時に、東京へご機嫌よく御着被遊候よし電信参り、恐悦に存上奉候、早々方々様へ申し上げる(奥日次抄『明如上人日記抄』前編58頁)。「明治十年十二月十日越後より東京着(『明如上人略年表』)」



06 (1877年)

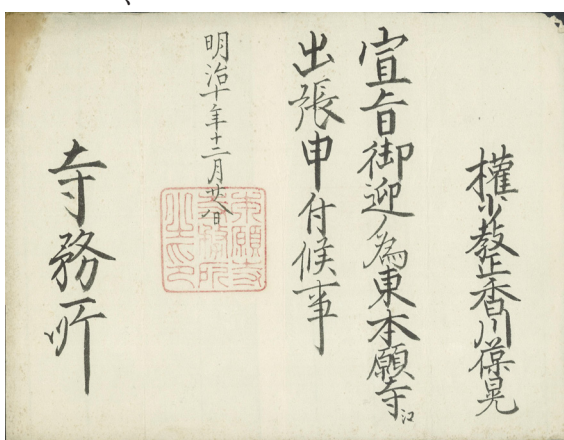
権少教正香川葆晃

宣旨御迎ノ為東本願寺江出張申付候事

寺務所

(印) 本願寺寺務所之印

解説 親鸞聖人と蓮如上人の宣旨を、明治9年11月から本願寺派と大谷派でそれぞれ半年ずつ保有することを決め、毎年6月30日と12月31日に重役1名を派遣していた。明治15年からは、年に1度としたという趣旨のことが『明如上人日記抄』前編、4頁に載っている。



07 (1877年)

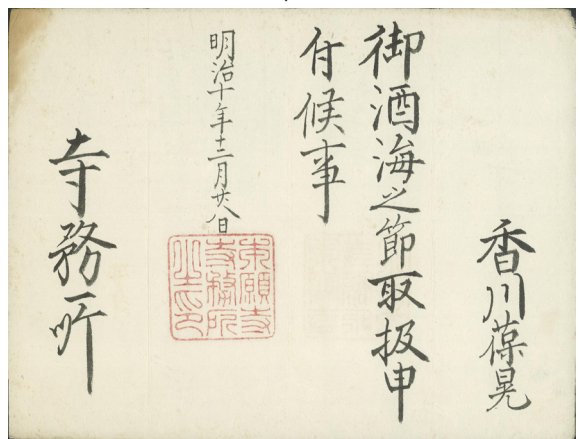
香川葆晃

御酒海之節取扱申付候事

寺務所

(印) 本願寺寺務所之印

解説 「御酒海というのは、元旦の朝修正會の始まる前に御影堂に於いて行われる祖前献杯の儀式のことである。……いつか中絶していたのを、准如上人の慶長十八年の元旦よりこれを再興されてから、年々新年の嘉例となつて現在に及んでいる(経谷、1990、11頁)。」



08 (1880年)

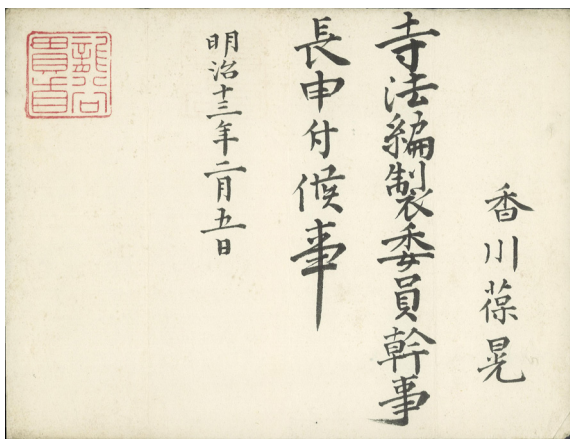
香川葆晃

寺法編製委員幹事長申付候事

寺務所

(印) 龍谷貫首

解説 「明治十三年【二月】是月寺法編製事務局設置【二月】○十七日より百花園にて寺法編製會議、時々臨場【三月】十五日寺法議定に付編製委員三十八名に直諭す(『明如上人略年表』)」



09 (1880年)

香川葆晃

新御消息披露且御趣意演達之爲出雲石見両國出張被申付候事

明治十三年九月廿五日

寺務所

(印) 本願寺寺務所之印

解説 266ミリ×199ミリ。以下、特記しない場合は同サイズ。御消息とは、浄土真宗で、開祖親鸞聖人以来、歴代の法主から信徒に示された教義上の消息文。

10 (1881年)

香川葆晃

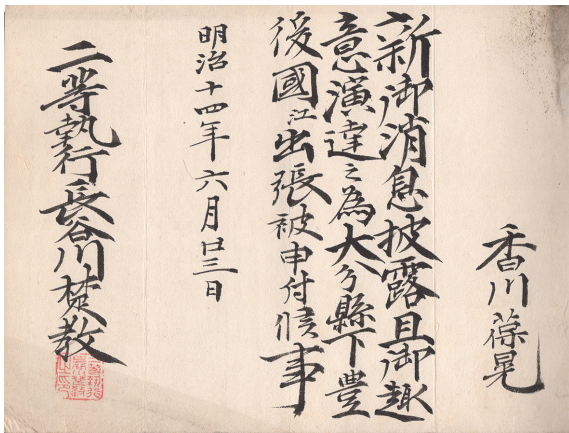
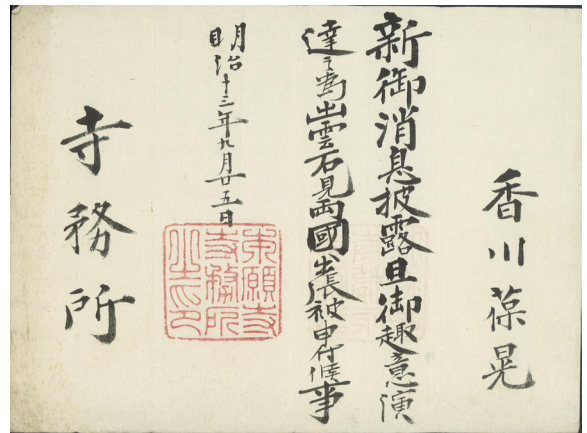
新御消息披露且御趣意演達之爲大分縣下豊後之國江出張被申付候事

明治十四年六月廿三日

二等執行長谷川楚教

(印) 二等執行長谷川楚教之印

解説 「明治十三年〔六月〕一日近松攝眞を一等執行、中山攝観、石原僧宜、赤松連城、長谷川楚教を二等執行に任ず〔十二月〕〇是月監獄教誨を始む〔明如上人略年表〕」



11 (1883年)

執行兼學務局長

香川葆晃

兼教務局長申付候事

兼學務局長如故

明治十六年一月十日

④

(印) 龍谷貫首

解説 292ミリ×219ミリ。3つ目の兼任を命ずる内容。「明治十五〔一月〕一月十五日執行の等差を廢し、日野澤依、大洲鐵然、香川葆晃、石原僧宜が執行を任ず〇二十四日七里恆順二等執行解任(『明如上人略年表』)」

12 (1883年)

執行兼學務教務両局長

香川葆晃

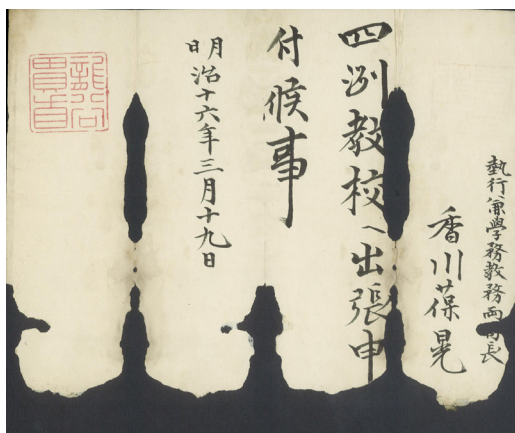
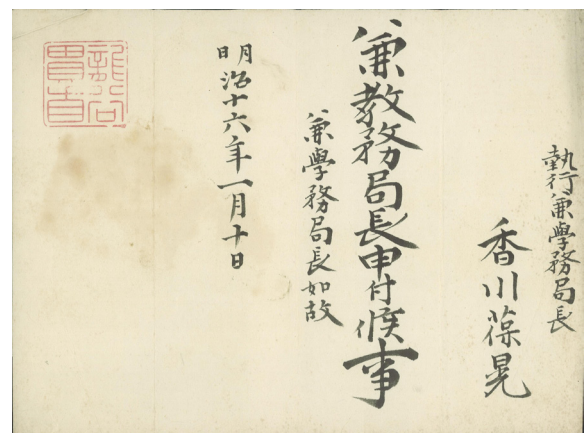
四洲教校へ出張申付候事

明治十六年三月十九日

④

(印) 龍谷貫首

解説 287ミリ×222ミリ。四洲教区(四国丸亀市の本願寺別院が教務所)にあつた学校への出張命令か。保管中の破損(黒い部分)が見られる。



13 (1883年)

執行兼學務教務両局長

香川葆晃

大阪府下和泉國南郡組へ出張申付候事

明治十六年七月五日

④ (印) 龍谷貫首

解説 「明治十六年【一月】○三十一日○執行大洲鉄然解任〔明如上人略年表〕」

14 (1884年)

二等執行兼教務局長

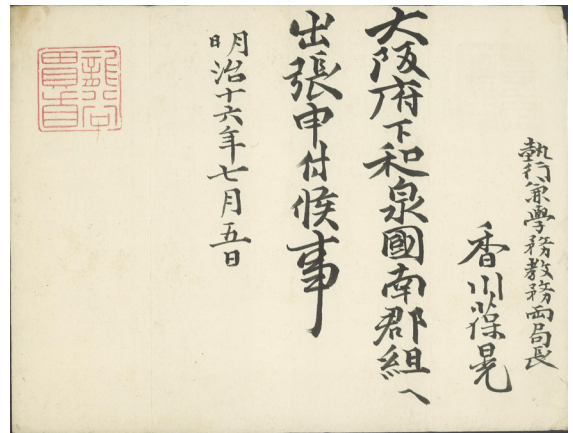
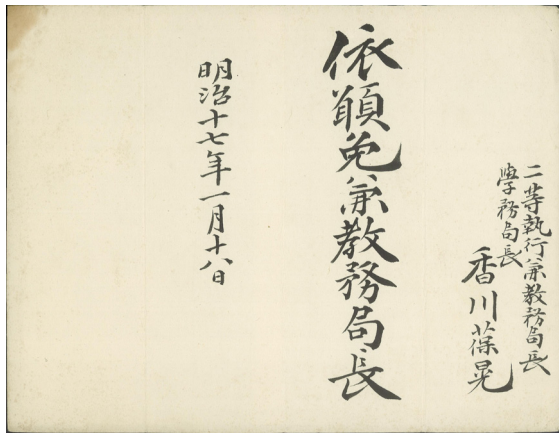
學務局長

香川葆晃

依願免兼教務局長

明治十七年一月十六日

解説 発給者も押印もない。「明治十六年【十一月】○三十日復た執行の等差を設け日野澤依を一等執行に、香山葆晃、長谷川楚教、赤松連城を二等執行に任ず【十二月】利井明朗を二等執行に任ず○年末儉約を令し執行に木綿、二子織各一反宛、以下雇に至るまで木綿一反宛を與ふ〔明如上人略年表〕」



15 (1884年)

二等執行兼興學局長

香川葆晃

免本役兼役

明治十七年六月七日

④ (印) 龍谷貫首

解説 保管中の破損(黒い部分)が見られる。両方の役を免じたもの。「明治十七年【四月】二十六日寺務所を執行所と改稱し興學、布教、奉事、考究の四局を置く【六月】香山葆晃、赤松連城、利井明朗の二等執行各解任〔明如上人略年表〕」

16 (1884年)

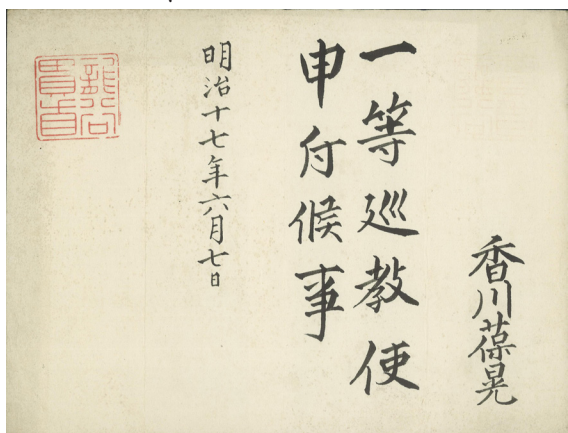
香川葆晃

一等巡教使申付候事

明治十七年六月七日

④ (印) 龍谷貫首

解説 辞令15と照らし合わせてみれば、本山での仕事を減らし、各地の巡教という仕事を主に与えられたと考えられる。



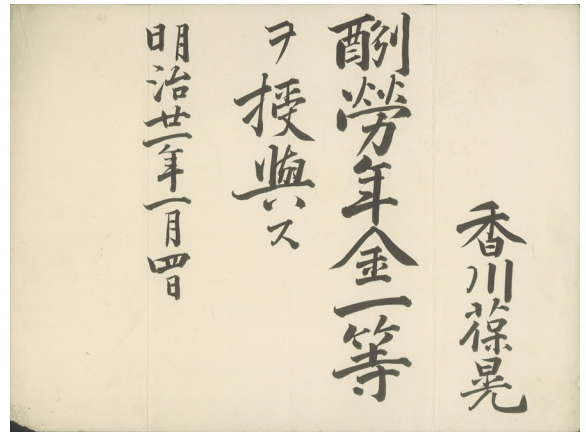
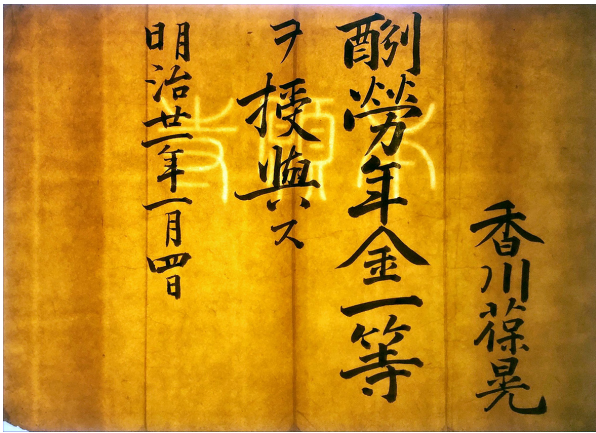
17 (1888年)

香川葆晃

酬勞年金一等ヲ授與ス

明治廿一年一月四日

解説 鳥の子紙、303ミリ×228ミリ。発給者も押印もないが、「本願寺」の透かしが入っている。写真左は透過光によって撮影。「酬勞年金給與法」は、明治27年1月4日に定められた。「第一條 末派僧侶ニシテ明治維新ノ前後本山ノ爲ニ力ヲ盡シ護法扶宗ノ功績拔群ナル者及ヒ明治九年改制已後本山ノ役務ニ任シ特殊ノ偉功顯著ナル者ニ限り其功績ヲ表彰シ酬勞年金ヲ授ク」とあり、特等から六等までであった(内局枢密部編、1900、423〜424頁)。明治28年4月6日には、「酬勞年金一等ヲ授ク者ハ自今特授ノ待遇トスル」(同書、526頁)とある。これらの条文による整備がされる前から、酬勞年金の制度があったことが分かる。



18 (1888年)

香川葆晃

一等巡教使申付候事

明治廿一年一月四日印

(印) 本願寺寺務印

解説 鳥の子紙、294ミリ×222ミリ。辞令17と同じ日付の発給であるが、透かしはない。四年前の辞令16と同じ文面。

19 (1888年)

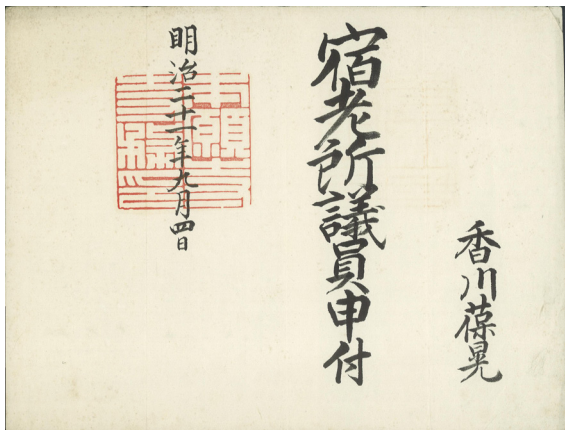
香川葆晃

宿老所議員申付

明治二十一年九月四日印

(印) 本願寺寺務印

解説 「明治二十一年〔八月〕〇二十四日執行所職制更改、庶務規定を定む〇二十八日總代會衆選舉規定を定む〔九月〕三日宿老所設置〇九日島地黙雷、赤松連城、香川葆晃、利井明朗、安國清、小田佛乘、水原慈音、七里恆順を宿老議員に、日野澤依を同議長、赤松連城を同常在員に補す〔明如上人略年表〕」宿老所は天皇直屬の枢密院に酷似する(平野・本多、2911、85頁)。



20 (1889年)

周防國都濃郡富田村

善宗寺

住職 香川葆晃

祖師聖人御影

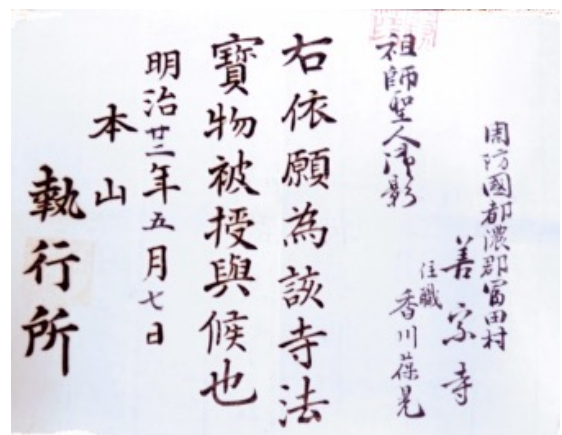
右依願為該寺法寶物被授與候也

明治廿二年五月七日

本山

執行所

(割印)



寺務 釋光尊印

大谷本願寺親鸞聖人真影印

明治廿二年五月六日

寄進

大順

蓬開

則磨

圓順

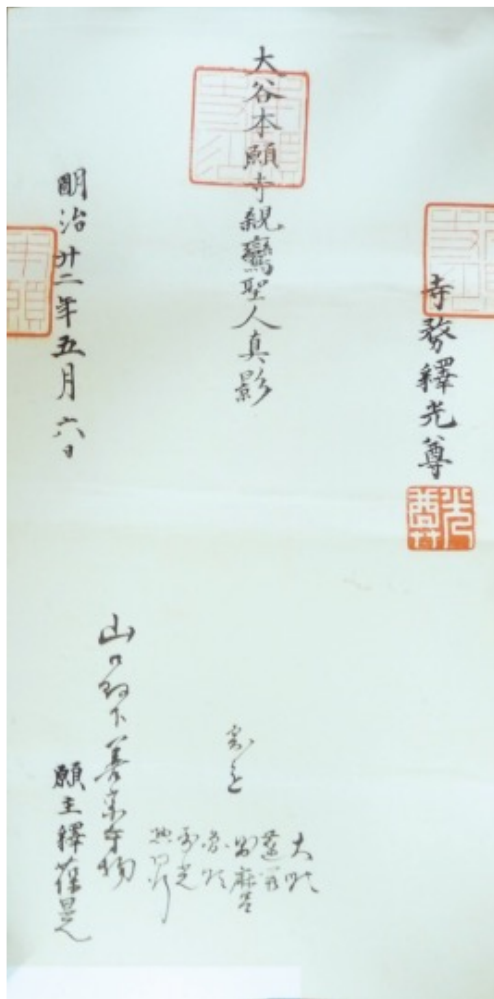
露力光

惣同行

山口縣下善宗寺物

願主釋葆晃

(印と割印) 本願寺印・光尊



解説 この2点の文書は、山口県周南市政所(まどころ)の善宗寺所蔵。別紙として添えられている。願主の香川葆晃以外に、寄進者として5人の名前が書かれている。善宗寺系図によれば、大順は、摂津・堺の善教寺善宗寺住職第12世住職。円順は萩の清光寺から安政の始めに養子として入り、万延元年に13世となる。円順は絵画を良くしたが、蒲柳の質で40歳頃に死去。その後、葆晃は、藩士の勧めにより明治元年2月に婿養子として善宗寺に入り、円順の未亡人・綾(天保9年生まれ)と結婚し、香川を姓として善宗寺第14世となる。円順の側室の子の則磨は、長じて第15世を嗣ぐ。葆晃と綾の間に明治5年に生まれ、明治29年に遊学先の九州で溺死した卓爾は、まだ未成年のためかここに名を連ねていない。善宗寺系図には「女」と表記されて名前がないが、蓬開は大順の坊守、露光は円順の坊守であった長女の名前であろうか。

21 (1889年)

香川葆晃

本會獎勵御消息披露ノ爲安藝ノ國へ出張可被致候事

明治廿二年十一月十九日

護持會總裁日野澤依印

(印) 護持會總裁日野澤依印

(透かし) 本願寺護持會

解説 287ミリ×218ミリ。日野

沢依は、大谷光尊門主の弟(連枝)『仏教大辞彙』。透過光による写真を前頁に掲載する。

22 (1892年)

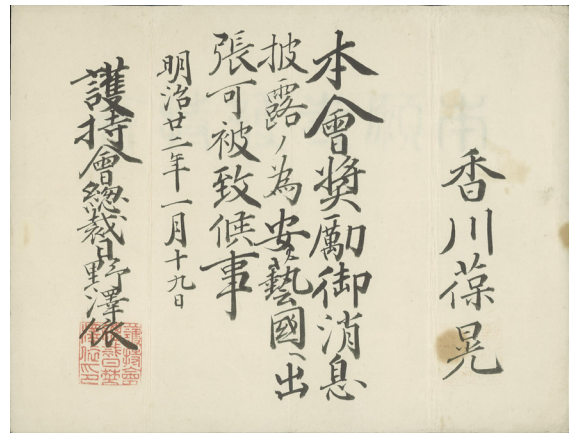
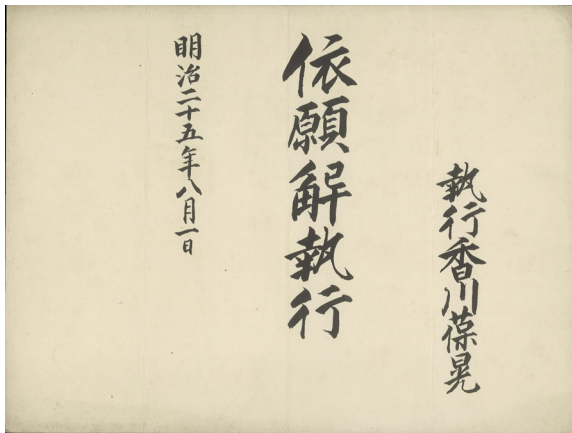
執行香川葆晃

依願解執行

明治二十五年八月一日

解説 303ミリ×227ミリ。用紙

は両面が平滑な厚手のもの。いわゆるケント紙に似る。「本願寺」の透かしがあり、辞令17と同じ紙漉き用の型が使われたものようである。これ以後、この用紙が主に使われる。香川葆晃が、内閣の大臣に当たる執行(しゅぎょう)に初めて任じられたのは、明治15年1月15日だった(『明如上人略年表』)。



23 (1892年)

香川葆晃

真宗教會規則第十二條ニ依リ真宗教會本部副長ヲ命ス

明治二十五年八月一日

(印) 本願寺寺務印

解説 真宗教會は、真宗の教えを広めることを目的として制定。真宗教會規則は、教会条例に基づいて、明治24年

3月18日付で定められ、執行長大洲鉄然、執行香川葆晃、執行小田仏乗が署名した。「規則第十二條 本部正副長ハ特ニ本山ヨリ之ヲ命ス(但任免ニ先チ法主ヨリ集會ニ諮詢ス)」とある(名和、1894、34〜39頁)。

24 (1892年)

司教 香川葆晃

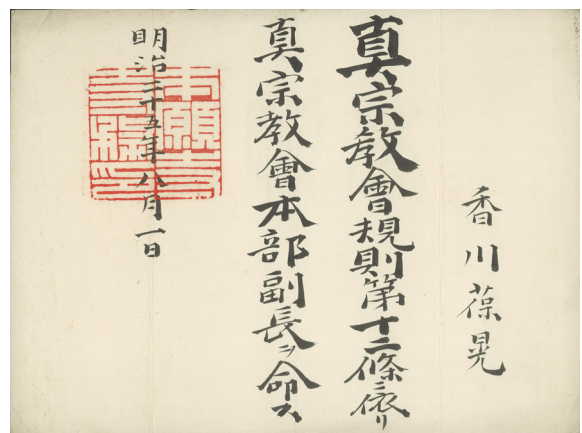
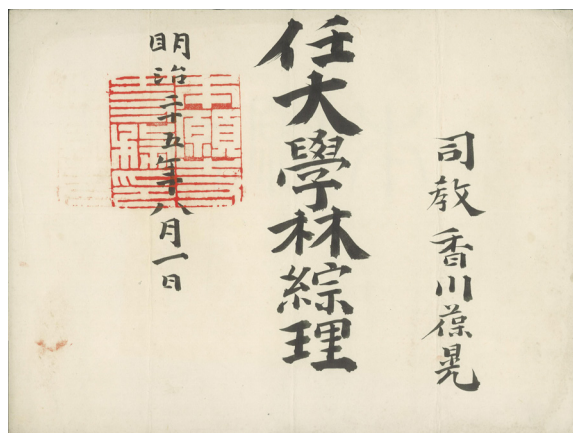
任大學林綜理

明治二十五年八月一日

(印) 本願寺寺務印

解説 明治25年2月9日の「卒業并ニ進級証書ノ儀ニ付伺」では、「大学

林副綜理 香川葆晃」と署名しているが、その次の2月27日付の書類では、「大學林綜理事務取扱 香川葆晃(印)」と修正されている(『龍谷大学三百五十年史・史料編・第四卷』620〜621頁)。



25 (1894年)

真宗教會本部副長香川葆晃
依願本職ヲ解ク

明治廿七年十二月一日

解説 310ミリ×232ミリ。透かしの文字が変更された。辞令23の任命から2年あまり務めた時点での解任である。解任の辞令書は、押印や命令者の記載のない場合がある。

26 (1895年)

香川葆晃

- 一 香色衣體
- 一 紫地紋浮紋白五條袷袢
- 一 八藤紋白差貫

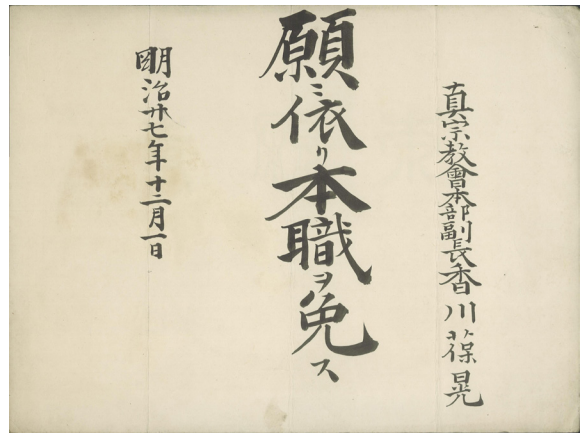
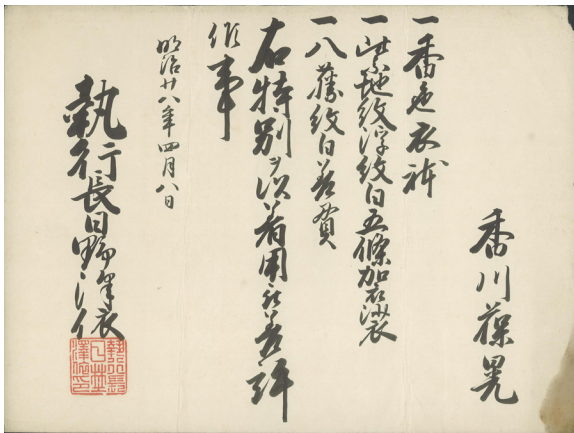
右特別ヲ以着用被差許候事

明治廿八年四月八日

執行長日野澤依^印

(印) 執行長日野澤依^印

解説 辞令21と同じ日野連枝の署名。楷書の辞令類とは異なり、免許状01にも似た筆法で書かれている。香色は、もともと丁字等の香料で染めた高貴な色で、現在の衣休条例(ウエブサイト)では、「特別輪袷袢」として、勸学と司教等に着用が認められている。



27 (1895年)

香川葆晃
特選會衆ヲ解ク

明治廿八年九月六日^印

(印) 本願寺寺務印

解説 洋紙、310ミリ×231ミリ。国会にあたる集会(しゅうえ)の構成員は、選挙で選ばれる総代会衆(えしゅ)と、門主が指名する特選会衆とがあった。明治22年10月22日、明如上人は、執行長からの「集會ハ特選總代混同ノ組織ニ候ヘバ」一等連枝のような品位の高い方には、総代会衆が遠慮するので、今後は宿老所で発言され、特選会衆としては推薦しないでほしいという申し出を許可したとある(「明如上人日記抄」前篇、223頁)。

28 (1895年)

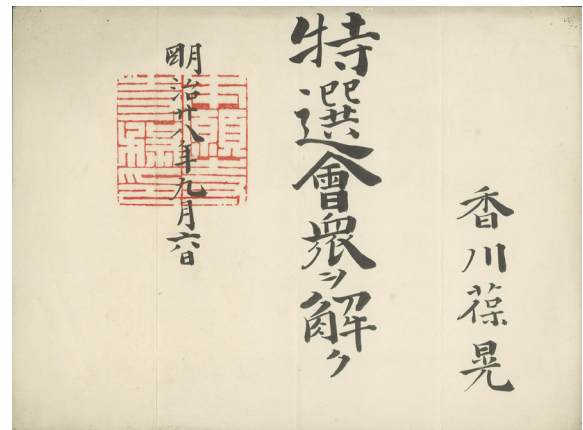
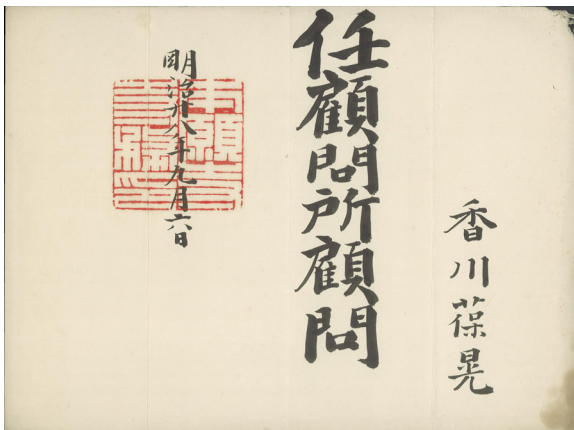
香川葆晃

任顧問所顧問

明治廿八年九月六日^印

(印) 本願寺寺務印

解説 「明治二十八年〔九月〕一日内範更改會議、上人議長に當る〇四日宿老所を廢し顧問所職制發布(「明如上人略年表」) 特選會衆との関係については、前項の解説を参照。



29 (1896年)

香川葆晃

鴉色綾織地紋撚金紋五條袈裟

右特別之次第を以着用被差許候事

明治廿九年一月十三日印

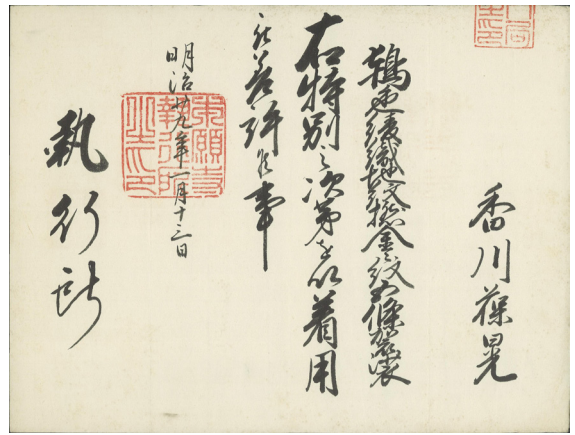
執行所

(印) 本願寺執行所之印

(裏面印) 執行長日野澤依印

(割印) 下半分のみ。執行局長之印か。

解説 鳥の子紙、291ミリ×222ミリ。免許状26と異なり、このころ使われている両面が平滑な透かし入りの用紙ではない。文字も楷書でない上に、割印と裏面にも印がある様式は、明治2年の下問家発給の免許状の裏面に割印がある形と似通うものである。衣体の免許状には古風が尊ばれる場合があったのであろう。なお、現在の衣体条例には、鴉色(ときいろ)は載っていない。



30 (1896年)

顧問所顧問香川葆晃

上首ヲ命ス

明治廿九年四月十一日印

(印) 本願寺寺務印

解説 309ミリ×231ミリ。上首とは、顧問所の定期集會の議長。正副あり。

31 (1897年)

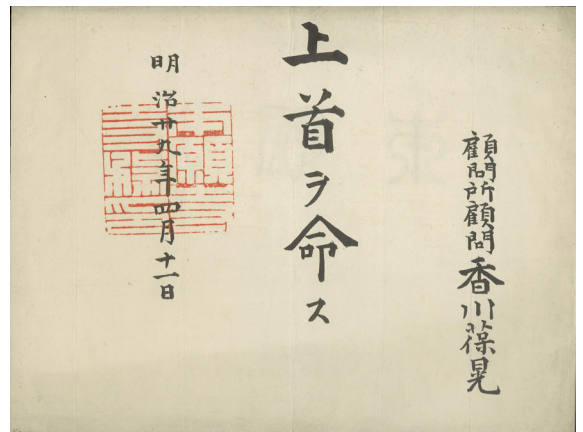
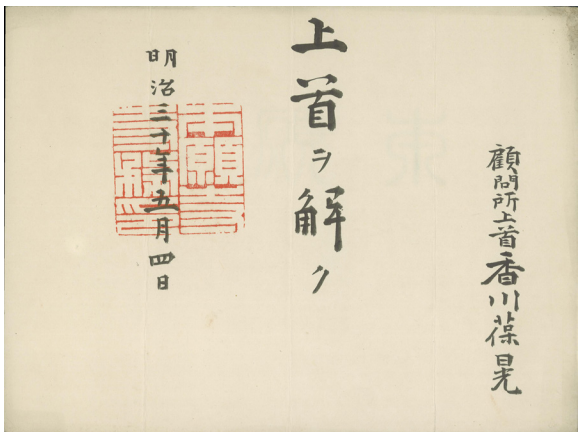
顧問所上首香川葆晃

上首ヲ解ク

明治三十年五月四日印

(印) 本願寺寺務印

解説 辞令30と首尾が揃った例。



32 (1897年)

綜理差解

大學林綜理香川葆晃

明治三十年五月四日印

(印) 本願寺寺務印

解説 辞令24の任命辞令と対をなす。『仏教大辞彙』には、「専心育英に従事し、恩威並び垂れて学徒を悉く悦服せしむ」とある。

33 (1897年)

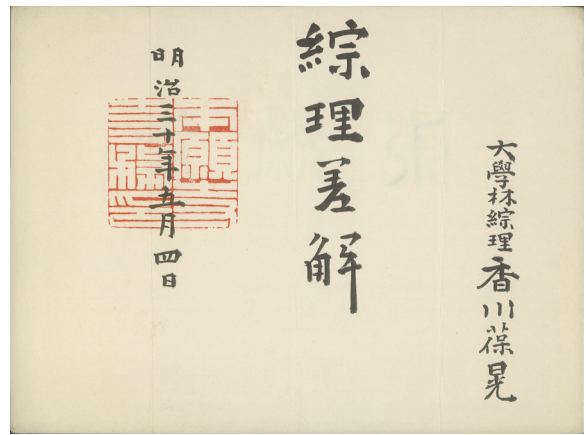
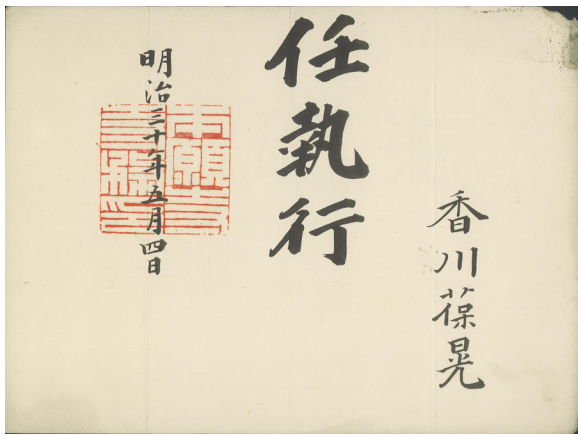
任執行

香川葆晃

明治三十年五月四日印

(印) 本願寺寺務印

解説 「明治三十年〔五月〕四日香川葆晃執行任命(『明如上人略年表』)」



34 (1897年)

各宗大會へ出席委員ヲ命ス

香川葆晃

明治三十年八月六日印

(印) 眞宗本願寺派管長

解説 各宗大会とは、仏教の各宗派が構成する各宗協会が一堂に会するもの。明治25年の例では本願寺派が当番だったが、各宗綱要を印刷製本する際に、日蓮上人の四箇格言「念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊」等を協会の趣旨に合わないとして削除したため、大谷光尊・島地黙雷ほか2名が、日蓮宗妙満寺派宗務庁管長から訴えられる事態になった(『明如上人日記抄』前編、360~365頁)。

35 (1897年)

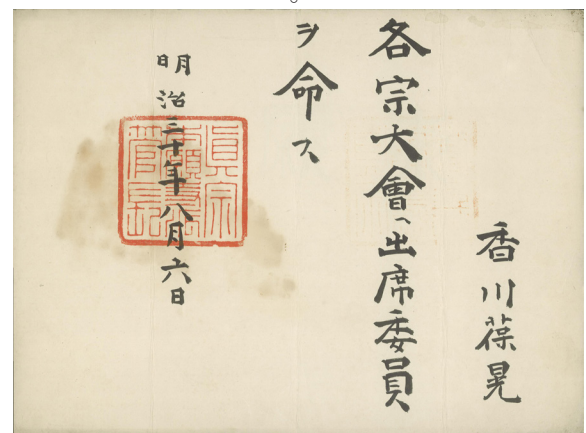
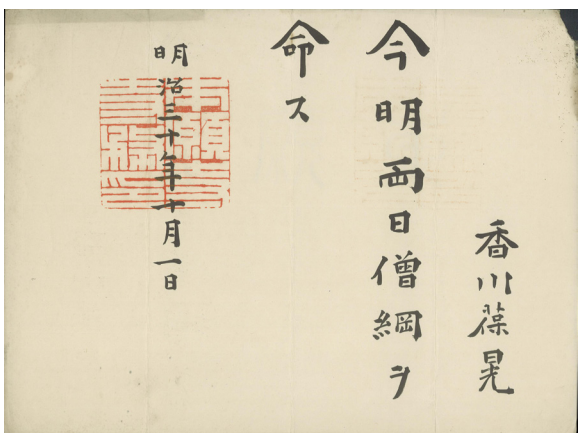
香川葆晃

今明両日僧綱ヲ命ス

明治三十年十月一日印

(印) 本願寺寺務印

解説 僧綱(そうごう)とは、行事にあたって僧尼を監督する役職。ちなみに、衣体の襟の所を立てた形を僧綱襟という。



36 (1897年)

香川葆晃

德磨助得度試験能問者ヲ命ス

明治三十年十二月二十七日印

(印) 本願寺寺務印

解説 法主光尊の実子、德磨(大谷尊由1886~1936)と養子の助(大谷昭道、1890~?)の2人が対象。「明治廿八年【十二月】十七日大谷助(後、欣笑院昭道)を実子取扱として本德寺入院を達す(『明如上人略年表』)」

37 (1897年)

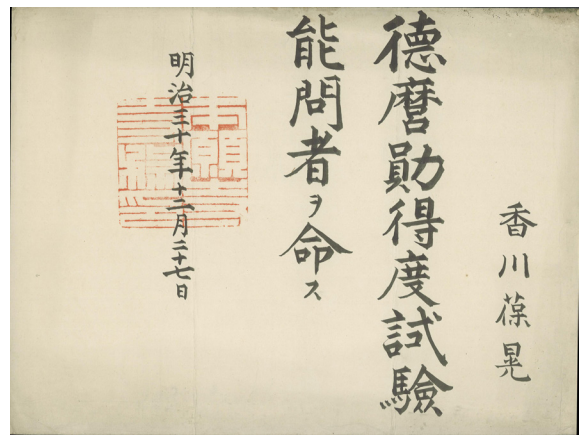
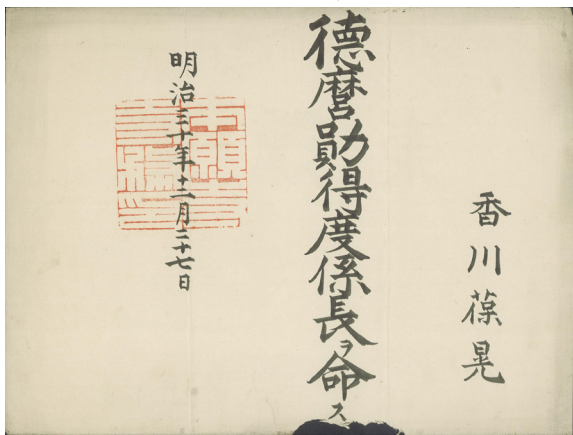
香川葆晃

德間助得度係長

明治三十年十二月二十七日印

(印) 本願寺寺務印

解説 「明治三十年十二月二十三日一 得度係長を葆晃、係を奉持局副長、内事局副長に命ず。直達如例。三十一年一月四日 一 左之通直達す。德磨へ積徳院尊由 助へ欣笑院昭道」(『明如上人日記抄』後編、610~611頁)。門主からの口頭での「直達」から、辞令の発給までに、四日の時間がかかったことが分かる。



38 (1898年)

香川葆晃

來ル十五十六兩日僧網ヲ命ス

明治三十一年一月十四日印

(印) 本願寺寺務印

解説 辞令35のように、行事の当日やこの辞令のように前日の日付で命令が下るのは唐突のようだが、辞令37で見たように、事前に門主から直接口頭で命令が伝えられていたことが分かる。

39 (1898年)

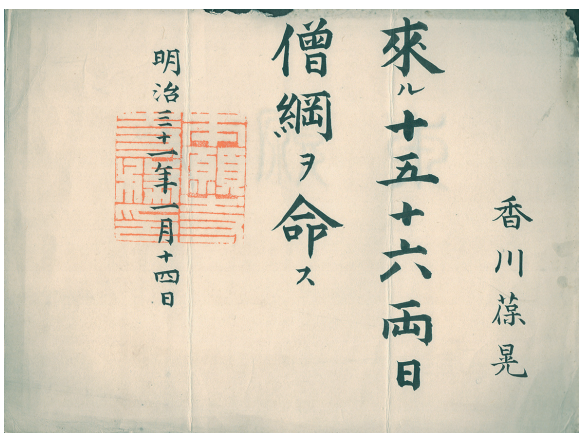
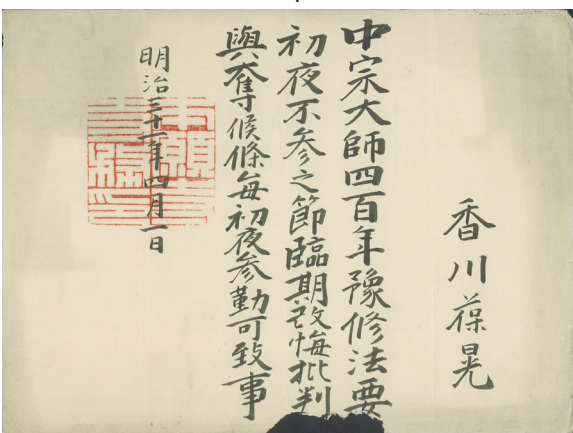
香川葆晃

中宗大師四百年豫修法要初夜不参之節臨期改悔批判與奪候條每初夜参勤可致事

明治三十一年四月一日印

(印) 本願寺寺務印

解説 314ミリ×236ミリ。蓮如上人の四百年忌法要へ向けて、改悔批判(がいけひはん)の役割を与えられ、毎初夜(日没後の時間)に門主不参の場合、代わって行うことを指示する内容。「明治三十一年【四月】七日より七昼夜中宗四百年忌親修(『明如上人略年表』)」



40 (1898年)

特選會衆ヲ解ク
特選会衆 香川葆晃
明治三十一年五月三日^印

(印) 本願寺寺務印

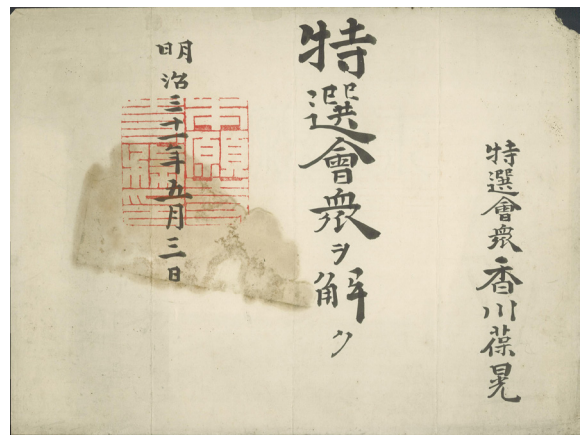
解説 明治28年の辞令27に続いて、同じ文言での2度目の解任である。「明治二十五年十月二十二日 一 執行より特選會衆任期無之候得共、總代會衆改選、或は解散之場合に於ては任免する旨、教示を以頒布之義伺出、允之(明如上人日記抄)後編、514頁。」とあるから、任期制となつて、任免の辞令が発給されたことがわかる。

41 (1898年)

任侍真
香川葆晃
明治卅一年五月七日^印

(印) 本願寺寺務印

解説 侍真(じしん)は、本山における恒例法要の導師のうちから補任する。「侍真職の補任等に關する條例」がある。「明治十九年一月九日 一 本日司鑰(しやく)を廢止、侍眞を置候事(「明如上人日記抄」後編、143頁)。」



42 (1898年)

一等巡教使 香川葆晃
新御直諭披露之爲鹿兒島教區へ出張被命候事
明治三十一年五月二十日^印

(印) 本願寺執行所之印
執行所

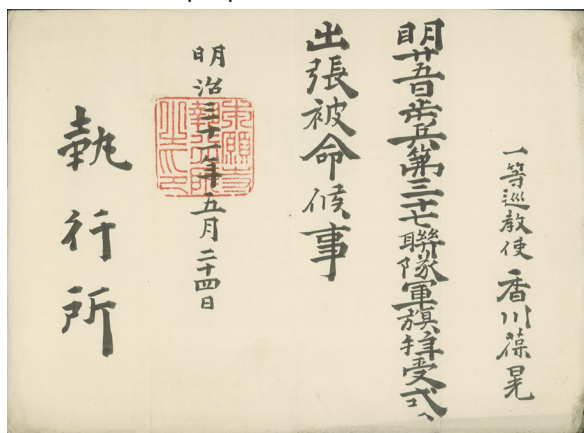
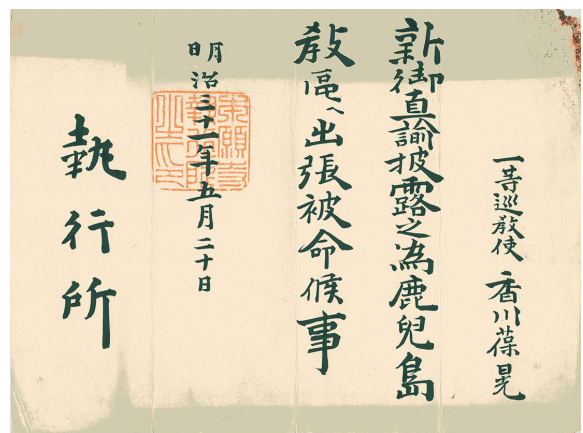
解説 鹿兒島出張への出発は、次の辞令43の5月25日より後であろう。

43 (1898年)

一等巡教使 香川葆晃
明廿五日歩兵第三十七聯隊軍旗拜受式へ出張被命候事
明治三十一年五月二十四日^印

(印) 本願寺執行所之印
執行所

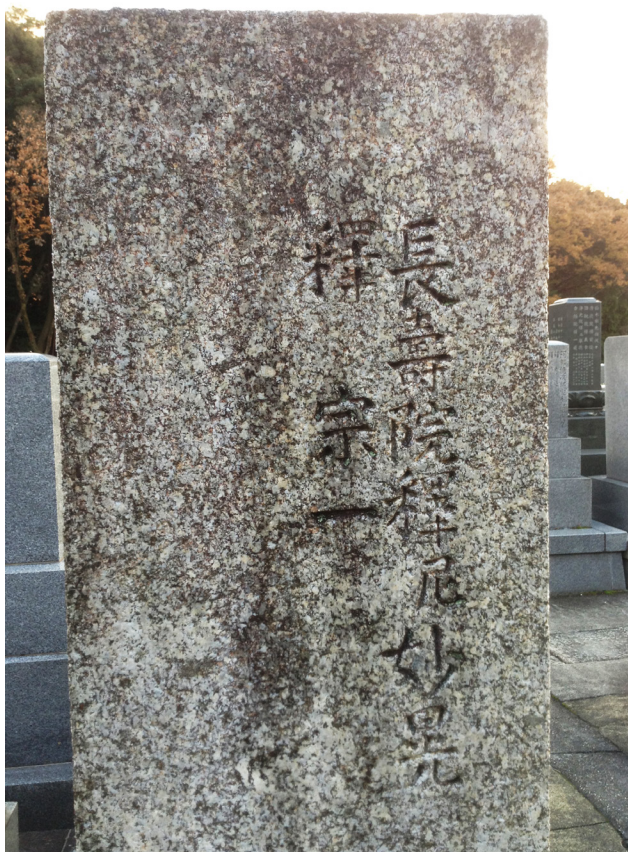
解説 監獄教誨にならんで、軍人教誨は、浄土真宗が力を入れた布教活動である。日清戦争以後活発となる軍人への説教のための大阪市への派遣である。このころの軍隊講話の例は、明治32年発行の『仏教大辞彙 全』等に収録されている。『仏教大辞彙』によれば、このあと葆晃は鹿兒島別院輪番となり、秋病を得て京都に戻り、明治31年10月13日に没した。





『仏教大辞彙』の葆晃の項には、「明治」十五年學階輔教を受け、二十三年司教に進みしが、是にいたりて更に勸學を授けらる。……後、同四十二年一月特に生前の偉功を追賞して特別賞與甲種を贈らる。」と記しているが、これらの辞令は筆者の手許には受け継がれていない。

京都市西大谷の大谷本廟内の勸学谷に「勸學圓珠院釋葆晃」と刻まれた墓があり、すぐ側には「勸學離言院釋默雷」の墓もある。側室ヨネは、勸学谷にほど近い第九区233号に「明治廿九年三月 香川氏建」と刻まれた墓に眠っており、葆晃とヨネの子である「釋宗一」にならんで「長壽院釋尼妙晃」と刻まれている。



引用文献

- Ankei, Y., Ankei, T., & Chun, K. S. (2012). Four Priests of Yamaguchi who Saved Buddhism in Early Meiji Era Japan: a Study on Shimaji Mokurai, Ōzu Tetsumen, Akamatsu Renjō, and Kagawa Hōkō. *Yamaguchi Prefectural University Academic Information*, 5, 31-51. https://www.lyamaguchi-pu.ac.jp/archives/2012/part1/01.Intercultural%20Studies/is_03_ANKEI.pdf
- 安溪遊地 (2025) 「幕末維新長州真宗僧の新資料——地方の密偵とこの香川葆晃の事績を中心に」『山口県立大学学術情報』18巻, 313-333。 <https://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/yp/1883>
- 上原芳太郎 (1935) 『明如上人略年表』真宗本願寺派護持会財団。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1053856>
- 香川葆晃 (1899) 「道徳の標準」佐々木高熙編『仏教演説集・全』興教書院, 172-181頁。
- 経谷芳隆 (1990) 『本願寺風物誌』永田文昌堂。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/13254963>
- 児玉識 (2005) 『近世真宗と地域社会』法藏館。
- 内局枢密部編 (1900) 『本派法規類纂』本願寺内局枢密部。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/822564>
- 名和淵海 (1894) 『真宗教会興由の弁』興教書院。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/821522>
- 平野武・本多深諦 (2011) 『本願寺法と憲法——本願寺派の寺法・宗制・宗法の歴史と展開』晃洋書房。
- 本願寺室内部 編 (1927) 『明如上人日記抄』前編、本願寺室内部。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1192739>
- 本願寺室内部 編 (1927) 『明如上人日記抄』後編、本願寺室内部。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1192758>
- 明如上人伝記編纂所編 (1927) 『明如上人伝』明如上人廿五回忌臨時法要事務所。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1192754>
- 龍谷大学編 (1936) 『仏教大辞彙』六卷、富山房。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1123730>
- 龍谷大学三百年史編纂委員会編 (1992) 『龍谷大学三百年史・史料編・第四卷』龍谷大学。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/13143265>
- ウェブサイト
 浄土真宗本願寺派衣休条例 (令和4年4月1日施行) https://www.hongwanji.or.jp/info/reiki_int/reiki_honbun/x034RG00000155.html

Appointment Letters and Licenses for Shin Buddhism Priests in the Meiji Period: The Case of Kagawa Hōkō, a Chōshū Priest of the Hongwanji School

Ankei Yuji

From the late Edo period to the early Meiji era, Shin Buddhist monks such as Shimaji Mokurai (島地黙雷), Ōzu Tetsunen (大洲鉄然), Akamatsu Renjō (赤松連城), and Kagawa Hōkō (香川葆晃) achieved remarkable political prominence. After Gesshō's (月性) death, they carried on his legacy by participating directly and indirectly in the anti-shogunate movement. After the Meiji Restoration, they promptly moved to Kyoto to initiate reforms in Hongwanji's (本願寺) religious administration. Furthermore, they opposed the Buddhism abolition movement (廃仏毀釈) and the new Meiji government's policy of establishing Shinto as the state religion. Throughout this process, they consistently used Shin Buddhism as an example, arguing to new government officials from Chōshū/Yamaguchi like Kido Takayoshi that Buddhism was a religion essential to the new state. The author introduces over forty newly discovered official appointments and certificates received by Hōkō, the least researched of these four Chōshū-affiliated Shin Buddhist priests who played such active roles, and explains the historical context of each document.

Keywords: Hongwanji Temple, Shin Buddhism, Chōshū-Yamaguchi, Kagawa Hōkō, Meiji era